

2022年3月11日

東京優生保護法被害弁護団

全国優生保護法被害弁護団

本日、東京高等裁判所第12民事部は、控訴人である北三郎さん（仮名・78歳）の国に対する国家賠償請求を認容する判決を言い渡しました。

判決は、優生思想に基づき特定の障害や疾患等を有する者に強制不妊手術を認める優生保護法上のいわゆる優生条項は、その立法目的が差別的な思想にもとづくものであって正当性を欠く上、目的達成の手段も極めて非人道的なものであり、憲法13条及び14条1項に違反することは明らかであると断じました。

そして、判決は、優生保護法を所管していた厚生大臣は違憲・違法な優生手術を積極的に実施させていたから、国は、このような厚生大臣の公権力の行使たる職務行為につき、国賠法上1条1項の損害賠償責任を負うと判断しました。

さらに、判決は、当該損害賠償責任に係る除斥期間について、その適用を制限する法理を導きました。

具体的な内容は、次のとおりです。

まず、判決は、除斥期間の起算点を優生手術の日としました。

そのうえで、次のような特段の事情があることを理由として、条理上、正義・公平の見地から、除斥期間の適用を制限しました。

- ①違憲である法律に基づき、国の施策として、被害者に対して強度の人権侵害を行ったこと、
- ②国が積極的に優生施策を推進し、偏見差別を社会に浸透させたこと、強制や欺罔の手段等を用いることにより、被害者が優生手術の被害に気付くことができない構造的な仕組みを構築したこと、
- ③憲法に違反する法律に基づく施策によって生じた被害の救済を、下位規範である民法724条後段を無条件に適用することによって拒絶することは慎重であるべきであること、
- ④被害者が不法行為によって生じた被害であると認識できないうちに除斥期間の経過により権利が当然に消滅するというのは被害者にとって極めて酷であること、
- ⑤平成8年の優生保護法改正以降も、優生手術を正当化し、自己の受けた被害についての情報を入手できる制度の整備を怠ってきたこと等

そして、判決は、自己の受けた被害が不法行為であることを客観的に認識しえたときから相当期間が経過するまでは除斥期間は適用されないという規範を示したうえで、本件においては、一時金支給法が成立した平成31年4月24日から起算して5年を経過するときまでは、被害者が訴訟提起に及ぶことは困難であるから、除斥期間は適用されないと判断しました。

さらに、北さんが、不良な子孫を持つことが防止されるべき存在として選定されるという差別を受けたこと、その意に反して生殖機能を回復不可能な状態にされたこと等、二重、三重に肉体的精神的被害を受けたとして賠償額を1500万円と認定しました。

裁判所は判決言い渡し後に所感として、控訴人は本件手術によって、人としての価値が低くな

ったものでも幸福になる可能性を失ったものではない、差別されることなく今後も幸せに過ごしてほしい、判決文では誤解を与えかねない情緒的な表現を避けているが、被害を軽視しているわけではない等と述べ、差別のない社会を作るのは国や社会全体であることを強調しました。加えて、一連の優生訴訟を巡る報道等により、被害者を含む子をもうけることをできない人を傷つけることはあってはならないとしてマスコミに配慮を求めました。

去る2月22日には、大阪高等裁判所も、優生条項を違憲と断じた上で、優生保護法の存在及びこれに基づく国の施策が、強制不妊手術の対象となった障害や疾患に対する差別や偏見を正当化・固定化した上、これを助長してきたという実態を正確かつ明確に示しました。そして、このような差別や偏見に起因して訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことを踏まえ、除斥期間の適用を制限し、強制不妊手術の被害者及びその配偶者に対する国の賠償責任を認めるという英断を下しました。

国会と行政機関は、東京と大阪の2つの高等裁判所が、優生保護法の立法とそれに基づく政策について国の責任を明確に断じたことを重く受け止め、北さんやその他の強制不妊手術の被害者らの尊厳回復に向けた措置を直ちにとるべきです。強制不妊手術の被害者及びその家族は、概してご高齢であり、一刻の猶予も許されません。

私たち弁護士は、国会と行政機関が、両高等裁判所判決による司法機関としての矜持に満ちた判断を蔑ろにすることがないように、本日の東京高裁判決に対し国が上告しないよう求めるとともに、あらためて北さんと一緒に優生保護法の被害に関する早期全面解決を直ちに国会等に働きかけ、必ず全面的な被害回復を勝ち取ります。

以上